

『中間的な整理』その2（行政機関等が保有するパーソナルデータに関する執行・監督体制，権限の在り方について）」に対する意見書

2015年（平成27年）2月20日
日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

行政機関等が保有する個人情報の取扱いについては，個人情報取扱事業者が保有する個人情報の取扱いとともに，一元化された独立の第三者機関による監視・監督が行われるべきである。

第2 意見の理由

1 はじめに

行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会は，2015年1月30日，「中間的な整理」その2（行政機関等が保有するパーソナルデータに関する執行・監督体制，権限の在り方について）（以下「中間的な整理（その2）」という。）を公表した。

当連合会は，2014年8月28日の第3回研究会において，第三者機関の在り方等について意見を述べたところであるが，中間的な整理（その2）で取りまとめられている第三者機関の案では，到底実効性のある監視・監督は期待できない。

そこで，中間的な整理（その2）の問題点を指摘し，あらためてあるべき第三者機関について意見を述べる。

2 中間的な整理（その2）による議論のまとめ

中間的な整理（その2）は，個人情報取扱事業者が保有する個人情報の取扱いについての監督を独立した第三者機関が行うことを前提とした上で，行政機関等が保有する個人情報の取扱いについての監督機関の在り方について，以下の4案を提示している。

- A 第三者機関への執行・監督権限体制の一元化
- B 第三者機関に総務大臣への関与の権限を付与，総務大臣が執行・監督権限を保持
- C 第三者機関との連携をとりつつ総務大臣が執行・監督権限を保持，行政

機関等個人情報保護に関する専門的な合議機関が関与（新設又は既存機関の改組）

D 総務大臣が執行・監督権限を保持（第三者機関，専門機関も関与しない）

そして、「・・・まず形式的にはEU型と思われるA案については，国際的潮流には沿っている案であるが，他方，我が国において，将来的にはともかく，現段階でもっとも実現性が高くワークする案であるかという観点からみると，第三者機関に全ての権限を委ねるという“ハードな一元化”を求める意見はなかった」として，A案を否定的に評価している。

3 中間的な整理（その2）のとりまとめは恣意的である

しかし，そもそも中間的な整理（その2）でも引用されているとおり，議論の過程では，以下のとおりA案を評価する意見も有力に出されている。

例えば，「各行政機関等に関し，これまで蓄積された高度に専門的な知見の活用」に関しては，「プライバシーに関する分野横断的な専門性を確保する等の観点からは，A案（第三者機関の一元化）は理想形として目指すべきではある」，「プライバシーに関する専門的・分野横断的知見について考えれば，第三者機関に一日の長がある」などの意見が出されている。

また，「国民から見た分かりやすさ」の点でも，「分かりやすさから考えると，A案が最もふさわしいと考えられる・・・」などの意見が出されているところである。

にもかかわらず，中間的な整理（その2）は「・・・我が国において，将来的にはともかく，現段階でもっとも実現性が高くワークする案であるかという観点からみると，第三者機関に全ての権限を委ねるという“ハードな一元化”を求める意見はなかった」としており，適正な意見の反映がなされていない。

4 「ワークしない」は理由になっていない

中間的な整理（その2）は，A案を否定する理由として，結局のところ，ワークするとは思えない，としか説明していない。なぜ，独立した第三者機関に一元化させるのでは「ワークしない」のか，何の理由も示されていない。

後記のとおり，独立した第三者機関が行政機関に対する監視・監督をするのは，諸外国ではスタンダードである。にもかかわらず，なぜ，日本ではそれができないのかという点についても明らかにされていない。

5 行政機関を監視・監督する権限を有する独立した第三者機関が必要

当連合会はかねてより、各行政機関の個人情報の取扱い全般について監視・監督する権限を有する独立した第三者機関が必要であるとの意見を表明してきた。例えば、2003年1月31日付け「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案の修正案に対する意見書」、2007年6月8日付け「国民生活審議会個人情報保護部会『個人情報保護に関する取りまとめ（素案）』に関する意見書」、2014年2月21日付け「日本版プライバシー・コミッショナーの早期設立を求める意見書」等で繰り返しその必要性を述べてきたところである。

防衛庁の情報公開請求者リスト問題や情報保全隊による自衛隊イラク派兵に反対する市民運動等に関する情報収集活動、警視庁公安部による在日イスラム教徒に対する情報収集活動など、行政機関による個人情報の不当な取扱いが問題となったことは従来からしばしばあった。こうした問題を是正するためには、行政機関を監視・監督する権限を有する独立した第三者機関が不可欠なのである。

このような独立した第三者機関を置くことは、諸外国ではスタンダードとなっている。例えば、EUでは、既に1995年のEU個人情報保護指令において、独立した第三者機関を置くことを義務付けている。

また、マイナンバー法に基づき設置される特定個人情報保護委員会は限定的ではあっても行政機関に対する監視・監督権限を有しているのであり、これを更に発展させて個人情報全般についての監視・監督権限を有する独立した第三者機関とすることも可能である。

6 行政機関に対する監視・監督の必要性は高まっている

さらに、2014年12月には特定秘密保護法が施行されるに至った。

同法に基づく適性評価手続により、行政機関は公務員等の個人情報を更に大量に収集し、管理することとなる。また、行政機関の実施する個人情報を含む情報収集活動等が特定秘密に指定され、国民から秘匿される危険性も高い。

こうしたことから、行政機関を監視・監督する権限を有する第三者機関の必要性は一層高まっていると言える。

7 中間的な整理（その2）では行政機関に対する監視・監督の実効性がない

中間的な整理（その2）では、上記B、Cを組み合わせた案であるとして、以下の2案を提示している。

I 案 第三者機関と総務大臣が連携。

総務大臣が監督，執行権限を保持し，総務大臣の下に専門機関あり。

Ⅱ案 第三者機関が総務大臣と連携，一定の関与。

総務大臣が監督，執行権限を保持し，総務大臣の下に専門機関あり。

そして，これらの案を比較検討した結果，上記Ⅱ案をベースとして，研究会の取りまとめ案とし，「これをベースに政府において法制的な検討を行うことを求めることとする」としている。

しかし，いずれの案でも結局，行政機関に対する権限を有するのは総務大臣だけである。第三者機関は各行政機関に対して直接監視・監督権限を有せず，総務大臣に対して，「法執行状況の報告の求め」「各行政機関への権限行使の求め及びその結果の報告の求め」ができるにすぎない。

これでは，行政機関における個人情報取扱いについて実効性のある監視・監督は到底期待できない。

8 まとめ

諸外国では，行政機関における個人情報取扱い全般について監視・監督権限を有する独立した第三者機関はスタンダードである。

日本ではそのような独立した第三者機関が「ワークするとは考えられない」などとしてこれを先送りするならば，日本の個人情報保護法制は，ますます世界的なスタンダードから取り残されてしまうことになる。

したがって，行政機関等と個人情報取扱事業者が保有する個人情報の取扱いについての監視，監督は，一元化された独立の第三者機関によるべきである。

以上